



印南町告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（平成24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生じる。

平成19年2月1日

印南町長 久保井 始

1. 大字南谷字峠谷に編入する区域（3筆）

大字南谷字四反田の一部①，大字南谷字横山谷の一部②

2. 大字明神川字六段に編入する区域（11筆）

大字南谷字峠谷の一部⑩，大字明神川字西ノ前の一部

3. 大字南谷字横山谷に編入する区域（10筆）

大字南谷字峠谷の一部①，大字南谷字番定免の一部⑤，大字明神川字西ノ前の一部④

4. 大字明神川字西ノ前に編入する区域（5筆）

大字南谷字峠谷の一部①，大字南谷字横山谷の一部②
大字南谷字番定免の一部②，大字明神川字大津川の一部

5. 大字南谷字番定免に編入する区域（8筆）

大字明神川字西ノ前的一部分④，大字明神川字大津川の一部①，大字南谷字定明の一部③

6. 大字明神川字大津川に編入する区域（2筆）

大字南谷字番定免の一部②

7. 大字南谷字定明に編入する区域（8筆）

大字明神川字岸田の一部④，大字明神川字毛谷美の一部，大字南谷字松山の一部③
大字南谷字番定免の一部①

8. 大字明神川字岸田に編入する区域（3筆）

大字南谷字定明の一部③

9. 大字明神川字毛谷美に編入する区域（10筆）

大字南谷字尻掛けの一部⑨, 大字明神川字松尾の一部①

10. 大字南谷字大谷に編入する区域（2筆）

大字南谷字尻掛けの一部②

11. 大字南谷字尻掛けに編入する区域（13筆）

大字南谷字忠六の一部①, 大字南谷字大谷の一部③, 大字南谷字松山の一部①
大字南谷字定明の一部①, 大字明神川字毛谷美の一部⑦

12. 大字南谷字忠六に編入する区域（3筆）

大字明神川字松尾の一部③, 大字南谷字茅ヶ谷の一部, 大字南谷字毛谷美の一部

13. 大字明神川字松尾に編入する区域（18筆）

大字明神川字平野の一部④, 大字明神川字毛谷美の一部①, 大字南谷字茅ヶ谷の一部⑨
大字南谷字忠六の一部④

14. 大字南谷字茅ヶ谷に編入する区域（3筆）

大字南谷字忠六の一部③

15. 大字明神川字平野に編入する区域（23筆）

大字南谷字茅ヶ谷の一部⑨, 大字南谷字提石の一部④

16. 大字明神川字東谷に編入する区域（5筆）

大字南谷字提石の一部②, 大字明神川字平野の一部③

17. 大字南谷字提石に編入する区域（2筆）

大字明神川字平野の一部②

18. 大字南谷字三ツ池谷に編入する区域（10筆）

大字明神川字曾平の一部⑨, 大字明神川字塚ノ本の一部①

19. 大字明神川字曾平に編入する区域（34筆）

大字明神川字平野の一部⑥, 大字明神川字塚ノ本の一部⑤, 大字南谷字提石の一部(22)
大字南谷字三ツ池谷の一部①

20. 大字明神川字塚ノ本に編入する区域（3筆）

大字明神川字布施の一部①, 大字南谷字造木の一部②

21. 大字南谷字造木に編入する区域（10筆）

大字明神川字塚ノ本の一部④, 大字明神川布施の一部⑥

22. 大字南谷字境松に編入する区域（8筆）

大字明神川字布施の一部⑧

23. 大字明神川字布施に編入する区域（1筆）

大字南谷字造木の一部①

地番については、平成18年10月26日現在である。